

人権相談の現場から

ひきこもりに関する人権相談

相 談

20代の息子は、高校卒業後、何年にもわたって大学入学試験を受験するが不合格が続き、今年は受験をしないで過ごした。その後は家にひきこもりの生活を続け、最近では外出もしない。家族が声をかけても返事が返ってくることが少なく、会話は弟とテレビゲームをしているときぐらい。このままの生活が続くと、将来にわたって社会に出られなくなるのではないか心配している、と母親からの相談があった。

両親と小学4年生の弟、祖母の5人家族。中・高校生時代は核家族の4人で2度の転居により現在地を離れ、転校先の学校でいじめの被害を受けて、今も心の傷として残っている。

本人自身はこのような環境にあって学業や進学で父からの抑圧を感じ、高校時代には強迫神経症を発症して断続的な不登校状態にもなっている。大学受験にあたって現役と1浪時は父親主導により学校選択をして、本人の能力以上の学校を受験していた。

対 応

親との面接を数回経て、これまでの経過や家族全体の考え方を理解した後、本人の来所が困難なことから家庭訪問により面談を試みた。最初は拒否的な感じであったが3回目の訪問時に自ら来所の意思を示し、支援団体のカウンセリングに参加する。1年余りの期間、定期的に支援団体に通所し、様々な作業体験を重ねて能力の向上をみた。また、職員と一緒に作業を続ける中で、他人との人間関係の距離のとり方も学び、自立に向けて自信を深めていった。今春、社会保険適用の事業所に非常勤職員として採用されて、一人住まいを始めている。

家族関係の問題に加えて、いじめの被害を受けて対人不安や不信の問題を引きずったまま、社会的な活動ができない事例が増えている。いじめの問題は、当事者にとって重大な人権侵害であると同時に、社会全体としても大きな損失を伴うという認識で対応する必要がある。

なお、2010(平成22)年4月に「子ども・若者育成推進支援法」が施行され、ニートやひきこもりなどの子どもや若者が抱える問題に対して、総合的な施策を行うとともに、社会生活を営む上の困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備が進められている。

お問い合わせ

(財)大阪府人権協会 人権相談

TEL:06-6581-8634 FAX:06-6581-8614